

三島市錦田地区地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所・第1号介護予防支援事業) 運 営 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人 地域医療機能推進機構が開設する三島市錦田地区地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援・第1号介護予防支援(以下「介護予防支援等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等、介護予防支援等に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し適正な介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスや福祉サービス、及びインフォーマルサービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業(以下「介護予防サービス等」という。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス等事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、三島市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 三島市錦田地区地域包括支援センター

(2) 所在地 三島市谷田字藤久保2276

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、介護予防支援等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師(経験看護師) 1名(常勤)

社会福祉士 1名(常勤)

主任介護支援専門員 2名(常勤)

担当職員は、介護予防支援等の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援等事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の休日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とする。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(3) 時間外 電話にて連絡可能な体制とする。

(介護予防支援等の提供方法、内容)

第7条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画又は介護予防支援計画」(以下「サービス計画等」という。)を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 センターは、介護予防支援等を提供する担当職員を選任し、サービス計画等の作成を支援する。

3 センターは、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行なう。

4 担当職員は、サービス計画等の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。

(2) 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。

(3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画等の原案を作成すること。

(4) 上記原案に位置付けた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した

上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を受けること。

- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
 - (6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。
- 5 担当職員は、次に掲げる場合においては、ケアマネジメントCを除き、原則としてサービス担当者会議（担当職員がサービス計画等の作成のためにサービス計画等の原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行なう会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該サービス計画等の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。
- (1) サービス計画等を新規に作成する場合
 - (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
 - (4) サービス事業対象者として介護予防サービス等を利用する場合
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、サービス計画等の変更の必要性について、担当者から、専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
 - (3) 利用者がサービス事業対象者として介護予防サービス等を利用する場合
- 7 第5項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、介護予防サービス事業者等が設置する事業所内及び利用者の自宅で行なう。
- 8 担当職員は、サービス計画等作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、サービス計画等に基づき、介護予防サービス事業者等が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- 10 担当職員は、サービス計画等の作成後、サービス計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画等の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。
- 11 担当職員は、利用者がサービス計画等の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画等の変更、要支援認定区分の変更申請等、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 12 担当職員は、第10 項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行なう。
- (1) 少なくともサービスの提供を開始する月（以下「提供開始月」という。）、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接する。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、介護予防サービス事業者等又は指定介

護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護等を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

- 13 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。
- 15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 16 担当職員は、利用者が自立(非該当)と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行なう。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

- 2 利用者の希望に応じて「サービス計画等」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の委託)

第9条 センターは、事業の一部を事業の実施が適切に実施できると認められる指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

- 2 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、三島市の日常生活圏域の錦田地区(別表)に定める地域とする。

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、三島市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第12条 センターは、自ら提供したサービス又は自らがサービス計画等に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行なう。

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、他の介護予防支援等事業者との連携を図ることとする。
- 3 センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。
- 4 センターは、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 5 センターは介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は三島市、独立行政法人地域医療機能推進機構及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(介護予防支援等業務の委託)

第14条 センターは介護予防支援等業務の一部を他の指定居宅介護支援事業者に委託することができる。業務内容は、アセスメント・ケアプラン作成・モニタリング・評価・定期訪問である。

(地域包括支援センター運営懇話会との協議事項)

第15条 協議事項

- (1)公正・中立性の確保に関する事項
- (2)センターの運営に関する事項
- (3)センターの職員の確保に関する事項
- (4)その他地域包括ケアに関する事項

(虐待防止のための措置)

第16条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。
- (2)虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3)担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置くこと。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第17条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1)センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。
- (2)感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3)担当職員に対し、感染予防及びまん延防止のための研修を定期的実施すること。

(4)第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他の運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか運営に関する重要事項は、別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 第10条(通常の事業の実施地域)

川原ヶ谷(初音)
川原ヶ谷
川原ヶ谷(緑ヶ丘)
川原ヶ谷(愛宕)
初音台
川原ヶ谷(山田)
川原ヶ谷(小沢)
川原ヶ谷(元山中)
塚原新田
谷田(阿倍野)
市山新田
三ツ谷新田
笹原新田
山中新田
芦ノ湖高原別荘地
旭ヶ丘(西旭ヶ丘含む)
三恵台
谷田(小山)
谷田(小山中島)
谷田(小山押切)
谷田
谷田(雪沢)
谷田(御門)
谷田(夏梅木)
中
竹倉
玉沢
谷田(台崎)
谷田(東富士見)
谷田(西富士見)
谷田(遺伝学)
谷田(桜ヶ丘)
谷田(並木)
柳郷地
谷田(塚の台)
川原ヶ谷(塚の台)
谷田(小山台)
錦が丘
松が丘